

不祥事防止に向けた本校での取組について

茨城県立三和高等学校長 鈴木 厚子

本校教職員は学校教育に携わる者として、コンプライアンスを意識しながら日々の業務にあたっていることは言うまでもありません。

しかし、残念ながら全国的には一部の教職員による不祥事により、学校教育への信頼が失墜しかねない現状があります。そこで、本校生徒の安心・安全な学校生活を守るため、以下について教職員一同共通理解をもって取り組むことを改めて確認します。

1. ハラスメント・わいせつ事案防止に関すること

① 生徒の指導

- ・日頃の対応や言動が体罰や暴言を含む各種ハラスメントに当たるものではないかどうか、各自定期的に振り返りを行い、管理職からも注意喚起を行う。

- ・個別指導についてはできる限り複数人で対応する。やむを得ない場合は、事前に当該学年の主任等に事前に場所や時間等を知らせておく。

② 校内研修

- ・「One IBARAKI」、「不祥事防止のためのチェックリスト」等を活用し校内研修と自己点検を定期的に行い、学校全体で意識を高く保つ。

③ 情報の収集

- ・現行のアンケートを継続的に活用する。

- ・他の教職員の言動や行動に違和感や疑問を持った時には躊躇なく相談／報告する。

④ 校内の環境整備

- ・校内の物品を整理し、不要なものは置かない、破損箇所はすぐに修繕を行う等、校内の環境整備に努める。

- ・空き教室、更衣室や教科等準備室については、定期的に清掃時に担当教員が室内をチェックし異変がないか確認する。また、隠しカメラ等検出装置を補助的に使用し、管理職等による定期的な確認を行う。

2. 個人情報の保護・情報セキュリティに関すること

- ・個人情報の取り扱い・電磁的記録媒体の利用については校内規程の遵守を徹底する。やむを得ず持ち出す場合は管理職の許可を得て所定の手続きをとる。

- ・答案等の誤廃棄がないように、特に考査期間等はシュレッダーの使用を控え、期間が過ぎたのちに各自確認しながら廃棄する。

- ・複数人に送信、送付するメールや文書については、Bcc の利用、封書の中身の確認を確実に行う。

3. 適正な会計処理について

- ・学校徴収金について、適正かつ迅速な会計処理を心がけ、会計簿等の確認を丁寧に行う。

- ・現金を取り扱う機会を最小限とし、恒常的に集金や支払いの検討や改善を図る。